

令和８年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第１回会議 議事録

日時 令和８年７月２９日（水）午後２時から午後４時

場所 福祉センター ４６・４７会議室 他一部 ZOOM を活用したオンライン会議

出席者（委員）※敬称略

【会長】松山剛久（愛知県弁護士会）、【副会長】川上明子（愛知県司法書士会）、工藤明人（愛知県社会福祉士会）、山口貴之（豊田加茂医師会）、杉村龍也（愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院）、山地香代子（豊田市基幹包括支援センター）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、加藤勝樹（豊田消費生活センター）

オブザーバー ※敬称略

小川彩子（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）、野村奈都子（同裁判所書記官）

事務局（豊田市、豊田市社会福祉協議会）

次第

- １ 開会・福祉部長 挨拶
 - ２ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 令和８年度の進め方について
 - ３ 委員委嘱について
 - ４ 議事
- 第２次豊田市成年後見制度利用促進計画の令和８年度取組予定について（協議）

議事録（要旨）

- １ 開会・福祉部長 挨拶
 - ・今年度最初の成年後見・法福連携推進協議会。委員には昨年度及び今年度の２年間を任期として委嘱しており、引き続き協力をお願いしたい。
 - ・先日開催した「令和８年度とよた権利擁護支援推進シンポジウム」への協力に感謝する。
 - ・昨年度は、身寄りのない方への支援の充実をはじめとする課題について活発な議論が行われ、その成果として第２次豊田市成年後見制度利用促進計画が策定できた。
 - ・今年度は、成年後見制度の見直しに伴う民法改正への対応や、第２次豊田市成年後見制度利用促進計画に基づく身寄りのない方への支援を中心に協議を進める。
 - ・本日は、第２次豊田市成年後見制度利用促進計画の令和８年度取組予定について意見を求めるとともに、「令和８年度とよた権利擁護推進シンポジウム開催について」及び「身寄りを頼ることができない方への支援部会実施計画について」

報告する旨を述べた。

・各委員に対し、それぞれの専門的な立場から意見・助言をいただきながら検討を進めたい。

2 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 令和8年度の進め方について
(事務局より本資料3ページを説明)

3 委員委嘱について
(事務局より席次表を説明、新任委員より挨拶)

4 議事

第2次豊田市成年後見制度利用促進計画の令和8年度取組予定について(協議)

- ・令和8年度取組予定
- ・障がい者セーフティネット支援型法人後見等推進委託の開始等
(事務局より本資料4～8ページを説明)

【意見】

○阪田：4つの障がいの法人が連携している。年々生きづらい方が増えており、困った現象だけを取り上げるのではなく、その人の生きづらさの背景を深く読み取っていかないと難しいケースが増えている。生活歴を鑑みて、どこでつまづいたのかを読み取ることで改善につながったケースも経験している。資料にもある「障がい特性を考慮した配慮」、つまり本人の思いに寄り添った支援は、言葉で言うと簡単だがとても難しい。本人の思い違い等、そう考えると苦しいのではとこちらが思うことの大半は、本人は気づいていない。これを無理に修正するのではなく、なぜそうなったのかを一緒に考える姿勢がないと本人の気づきにつながらない。一緒にやっていければと思っている。

○松山：受任調整会議にとなりのから2名が参加しているが、件数は増えているのか。

→阪田：二十数件。

○工藤：4月から法人後見を開始しているとなりののは、こういった職員が後見活動に従事しているのか。

→阪田：4つの法人の事業所の職員で構成しており、多いのは相談員。無門福祉会で今関わっているのが4人で、3人は相談員、1人は現場の職員。

○工藤：丁寧な対応が求められると思う。職員はそれぞれの法人の仕事もありながら後見活動をしていると思うが、職員の負担はどうか。

→阪田：対応件数が増えれば、今後職員も増やすことになると思う。

○工藤：基幹相談支援センターではいつから委託開始予定か。

→豊田市：障がい者の計画に基づいて現在方向性を関係者と協議中。来年度以

降を予定。

○工藤：豊田市の再犯関係や虐待関係の対応件数は何件か。

→豊田市：障がい者に関わらないが、再犯防止の観点だと年間15件～20件。背景を聞き取ると、軽度知的障がい者で犯罪を繰り返してしまう方や、発達障がい者、精神障がい者であることも多い。背景、成育歴をどう聞き取ってアセスメントしていったらよいかは市の職員だけでは難しい。基幹相談支援センターが整備されるまでの間、となりのにフォローアップしていただく。

- ・「障がい特性を考慮した支援困難事例への対応」が含まれることについての補足（事務局より本資料7ページを補足説明）

【意見】

○杉村：病院では重篤な状態で運ばれてくると、虐待と思われるものは通報するが、虐待者にどうしてこうなったのかといった背景を聞く際に、さまざまな障がいがある人に「これはダメだよね」と伝えても、「本人のためにやっているんだ」と思い込んでいると、上手く伝わらない。意見や方向性を変えらるとなると時間がかかる。専門性が高い人が伴走してくれる体制を作ること、初期段階から専門的な判断してもらえることは非常に良いと思う。どうしても病院だと事実関係から判断することが多く、命にかかわることは「やめてください」と言うしかない。背景まで踏み込んで話をする時間もなく、関係性も築けない。初期対応が難しいので、こういった取り組みで変わっていかないと良いと思う。

- ・とよた権利擁護支援推進シンポジウム開催の報告
- ・市民後見人の支援体制整備・リレーや複数受任の見直し検討に関する現状と課題（事務局より本資料9～12ページを説明）

【意見】

○工藤：愛知県市民後見人養成研修を自身で受講した人はいるのか。

→豊田市：過去2年、毎年3人程度。愛知県の講座と市の講座の接続は行っていない。必要性は社協と検討していく。

→工藤：愛知県の講座はオンラインで顔が見えない。市役所や成年後見センターも顔が見えていないのは良くないと思う。できれば対面の講座とオンラインを組み合わせてもらえると良いと思う。

→豊田市社会福祉協議会：基本的には今までのやり方は崩さない。ただ愛知県の講座を受けた方も一定数いるため、活躍の場を広げていこうと考えている。

○松山：工藤委員は法人後見の中で市民後見人と関わっていると聞いたが、そのあたりの説明をしてもらえるか。

→工藤：東三河後見支援センターの市民後見人はあくまでも法人後見の事務担当者。家庭裁判所から単独選任される、法人後見のケースを個人へ依頼する

といったことはない。平成２３年ごろ国が市民後見人推進をし、市民後見人養成講座を開始したが、研修会を終えた方の多くは、仕事を退職された福祉関係者だった。アンケートでは「責任が重く個人で受けるなんてとんでもない。法人後見の中で誰かの担当をしたい。」という意見があった。そのため東三河後見支援センターでは、法人後見の中の補助者として個人のケースを担当している。

○松山：家庭裁判所からもリレーや複数受任の見直し検討について感想等があれば。

→名古屋家庭裁判所岡崎支部：岡崎支部の管内では豊田市しか市民後見人の活動はないため、他市の事例はわからない。これまでもどのような課題があるか、どの職種が適切かといった検討結果を受任者調整の経緯として添付してもらっており、裁判所も参考にさせてもらっている。そのため、なぜリレーにしたいのか、なぜこの職種を複数にしたいのかという検討結果は、いただければ参考にさせてもらいたい。

○松山：市役所からこの点について、今後の動き等があれば。

→豊田市：今の豊田市の方法については、市民後見人と成年後見支援センターの法人後見のセットで１年間受任をし、その後は、そのままの体制を継続する場合もあれば、成年後見支援センターが監督人になる場合もある。令和元年から当協議会でも検討し、名古屋家庭裁判所岡崎支部とも調整してきた。これまでのやり方をすぐに変えようと思っているわけではない。裁判所や先生方とも丁寧に議論を交わしながら進めていく。また、市民後見人へのリレーも含めて、専門職の方との目線合わせという点では、参考の手引きを作成している。

→豊田市：（添付資料１について説明）豊田市で受任をしていただいた方がどこに相談したらよいのか等をまとめている手引書。目を通していただき気になる点のご意見いただきたい。

→松山：参考になる資料だと思う。東三河でも「市民後見人として受けるには荷が重い」という意見があったように、豊田市でもそういう側面があると思う。現在、社協と市民後見人と専門職という３人がついているというケースもある。今後は専門職と市民後見人というパターンも出てくるかもしれない。専門職が後見人をする場合、多忙で本人に会えないという課題がある。本人に会って意思決定支援することが必ず必要だとすると、市民後見人は原則担当しつつ、専門性のある部分は専門職が対応するのが良い。

・「みよる」地域づくりに向けた地域連携ネットワークの強化

・結サポートの充実

（事務局より本資料１３～１９ページ、添付資料３を説明）

【意見】

○山地：相談実績が５７０件とあったが、年齢や男女比がわかると嬉しい。

→豊田市社会福祉協議会：大半が６５歳以上。一部６５歳未満の方は障がい者。

男女比は、おおむね女性が６割、男性が４割ぐらいだと思う。詳しい情報は関係者向け研修会等で報告する。

○山地：１つの事業所でケースを抱え込んでいると、実は別の事業所にも相談に行っていて、さまざまな提案を受けてさまざまな動きをしてしまうといったことも考えられる。同じ一時相談窓口でもある包括支援センターとしても情報を整理して、必要な機関とともに会議をして、支援につなげていけると良い。関係者向け研修会では、それぞれの機関がここまでならやれるといった意見を出しつつ、顔が見える関係、その人の仕事ぶりまでわかるような関係づくりができると良い。

○杉村：関係者向け研修会にはもちろん我々も参加したい。身元保証を結サポートに丸投げされるといった話があった。医療機関は退院させることを目的に動くが、自宅に帰れない場合、受入先から身元保証を求められるというジレンマがある。そこで結サポート等、死後事務支援や金銭管理の代替サービスを紹介することもあるが、全国規模の大きな事業所だとグループ内での統一ルールが厳しいことが多く、身元保証団体をつけないと受入れないことがある。また、病院の場合も未収を減らしたいため、後見人がついてからでないと受入れないことがある。特に豊田厚生病院のように救急病院になると、救急車を断らないためには退院させないといけな。身元保証の問題は常に付きまとう。地域の中で結サポートのように各関係機関が少しずつ手を出せば解決することもある。その認識を共有できると良い。関係者向け研修会は、浸透するまでは時間がかかると思う。呼びかけても全員が参加してくれるわけではないが、積み重ねが大事。愛知県医療ソーシャルワーカー協会への豊田市内ソーシャルワーカーの加入率は、約７０％だった。愛知県の中でも相当高い基準。伝達がしやすい環境ではあるため、なるべく多くの機関に研修会に参加してもらい、みんなが同じ方向を向ける土壌づくりを丁寧にやっていけると、地域全体も変わっていくと思う。ぜひこの研修会を大事にしていきたい。

→豊田市：山地委員、杉村委員の今の発言を研修の中でも話してもらえると嬉しい。研修会の中でお二人からコメントをもらう時間はとれるか。

→豊田市社会福祉協議会：時間はとれると思うので、ぜひお願いしたい。身元保証の機能には、入院入所手続きもあれば、連絡先、支払いといくつかの機能がある。これを身元保証と一括りにせず、身元保証の機能を分解して、何が課題で何が必要なのかを丁寧にアセスメントしたら、ちょっとしたことで解決できると思う。そういったことを理解していただく研修としたいので、お二人からも後押しいただけると幸い。

○松山：消費者問題に携わる加藤委員から意思決定支援について意見があれば。

→加藤：消費生活センターに入る相談は、相談員がすべて解決できる話ばかりではない。原則は相談者と事業者のやり取りになり、消費生活センターではその支援を行っている。相談者には高齢者や障がい者も多く、誰が本人に変わって問題を解決できるかと考えると、包括や相談支援事業所をお願いをすることもある。

→松山：消費生活センターの相談員から相談を受けていたことがある。法的な観点から助言することはあったが、福祉的な観点についても相談できる体制ができるとよいと思う。

○松山：川上委員から死後事務について意見があれば。

→川上：司法書士会も今後結サポートに協力していく予定。

○川上：民法改正について、成年後見制度が終わったときにシフトできていくのかを読み込んでもらえたらと思う。

・意思決定フォロワーの活躍の場の拡大
(事務局より本資料20～22ページを説明)

【意見】

○松山：医師会が多職種合同研修会をやっていたと思うが何かあれば。

→山口：毎年、多職種合同研修会として、医療、福祉、看護、介護関係者から参加者を募って開催している。資料にあるとおり、豊田市、みよし市の医療圏の認知症の人を支える体制、認知症の人の意思決定支援、事例検討などを行っている。今年は11月21日に開催予定。内容は未定。

→松山：5月に開催されたシンポジウムでは、加藤真二先生が「治して支える」という話をされていた。豊田加茂医師会でもそういったことを重視されているということは心強い。

○工藤：意思決定フォロワーのみのバンク登録はあるのか。

→豊田市社会福祉協議会：意思決定フォロワーのみのバンク登録もある。令和7年度から開始。14名登録している。

→工藤：市民後見人養成講座の修了者の活躍の場として、意思決定フォロワーがある。これからますますキーパーソンになっていくと思う。修了者が活躍できるようになっていくと良い。

○松山：社協、阪田委員からも意見があれば。

→浦川：受任待機者は現在58名。モチベーションの維持が難しいという意見がある。住民参加の意思決定支援や、障がい特性、病気の方の不安に寄り添うことで本人に意見を出してもらえそうな支援をしていきたい。

→阪田：モチベーションの問題はよくあること。よく「連携」や「協働」と言うが、アウトプット力が弱いのではないか。例えば市民後見人に登録しましたとなった際、それぞれの人がそれぞれの目的で意思決定している。それ自体が良い悪いではなく、主体側が情報をもっとアウトプットすることでモチ

ベーション維持につながるのではないかと。また、法改正があり意思決定支援をきちんとすることがより義務付けられる。なぜなら、本人が本人らしくいきいきと暮らすために支援者がいるからだ。現在、障がい者団体の会長を務めており、最近では10年前のやまゆり事件を振り返った。豊田市の近隣地域での虐待事件も映像をとともに振り返った。専門職と言われる人たちが何をしているのかと危機感を持った。福祉に関わっている人たちの質を上げるためには、意思決定支援を伝えていくことがベースだと思う。ぜひ具体的に取組を進めてほしい。

・ 懸案事項

(事務局より添付資料3を説明)

【意見】

○松山：後見制度が補助に一元化され、さらに終わることができることになるため、それに伴い課題も出てくると思う。医師の意見だけでなく、生活状況等は市役所等に確認することになると、例えば「後見人は自分には必要ない」と言って散財される人にパターンリスティックな観点から後見人をつけなければいけないという判断とのせめぎ合いになると思うが、裁判所がどう判断していくのかが難しいと思う。また、特定の代理行為に対して代理権を付与させることになると、今までは後見人がつけば包括的代理権があったため遺言を残せなかったが、特定の代理権だけになれば補助開始しても遺言ができないという理屈にはならない。診療した後ならなおさらできるとみなされていくのだろうと思う。そこは将来的にどうなっていくのか気になっている。

・ その他全体を通して

【意見】

○松山：結サポートへ支援機関から丸投げされてしまうという話について詳しく聞きたい。

→豊田市社会福祉協議会：去年結サポートを担当していた際、病院から老人保健施設に入所するケースがあった。病院からは結サポート契約しているからよろしくと言われてたが、入所は2日後。本人とは面識もなく、契約についても本人とやりとりしていなかった。病院としては杉村委員も言われたとおり退院させなくてはならない、老人保健施設としては社協がついてくれるならと受け入れてくれる状況で、奔走せざるを得なかった。

→松山：最終的にはついていくことになると思うが、引継ぎ方の問題だと思う。退院調整会議の中でも社協の結サポートではこんなことができるといった情報共有ができていたり、時期的なタイミングに猶予があると引き継ぎやすいのかなと思う。

○名古屋家庭裁判所岡崎支部：民法改正については、裁判所においても、これ

からどのように運用していくか議論が進められると思う。